

図書室カレンダー

6月



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 休館日	6	7	8	9	10
11	12 休館日	13	14	15	16	17
18 休館日	19 休館日	20	21	22	23	24
25	26 休館日	27	28	29	30	

7月



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 休館日	4	5	6	7	8
9	10 休館日	11	12	13	14	15
16 休館日	17 休館日	18	19	20	21	22
23	24 休館日	25	26	27	28	29
30	31 休館日					

神崎町社会福祉協議会の福祉活動に役立てていただくことを目的に第16回チャリティー芸能発表会を開催します。  
当日は文化協会や各種団体及び一般参加者による多彩な芸能が発表され、その他お楽しみ抽選会も行われます。多数の皆さまのご来場をお待ちしております。

6/4 第16回チャリティー  
芸能発表会



○日時 6月4日(日)

9時30分～

○会場 神崎ふれあいプラザ  
○問合せ 教育委員会

☎ 1601

ふれあいフラゲだより

もうすぐ曇りや雨の日が多く、蒸し暑い日が続く梅雨の季節に入ります。雨でも元気な「ふれあいフラゲ」でいきいきと活動してみませんか。イベントから図書室までお気軽にお越しください。

児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により町に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

対象者には、町から6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。

○提出期限

6月30日(金)（郵送の場合は、6月30日消印有効です。）

※提出が遅れた場合等は、手当の支給日が遅れることがあります。

○提出書類

全員が必要なもの

- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（国民年金加入の方・年金未加入の方は省略可）

状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書（原則、基準となる年の1月1日に神崎町に住民登録がない方）
- ・児童の世帯全員の住民票（児童と別居していて、児童の住民登録が神崎町以外にある方）
- ・監護生計同一申立書（児童と別居している方。児童と同居し面倒をみている方の署名が必要です。）
- ・その他（児童の監護状況等により、書類の提出を求められることがあります。）

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 1603

